

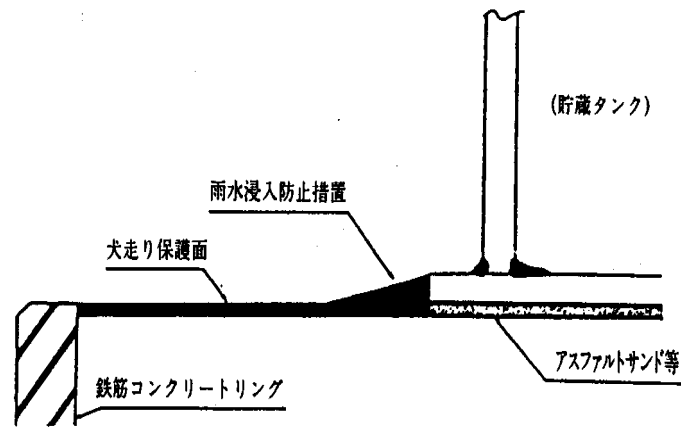
第11 雨水浸入防止措置に関する指針

(昭和54年12月25日消防危第169号)

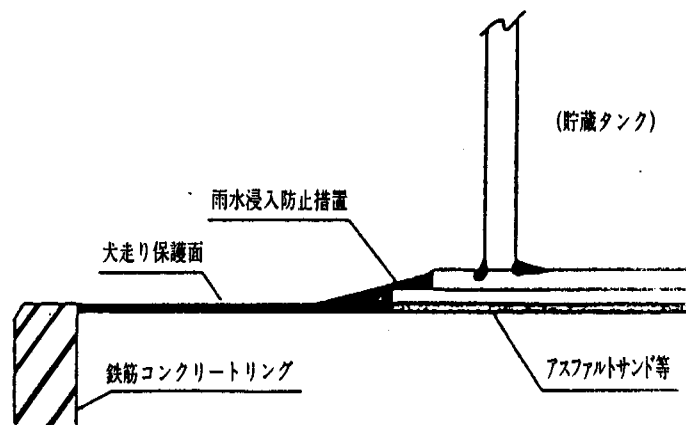
屋外貯蔵タンク底部のアニュラ板等外側張出し部近傍から貯蔵タンク下へ雨水が浸入するのを防止するための措置（以下「雨水浸入防止措置」という。）は、下記に掲げる方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により行うこと。

- 1 屋外貯蔵タンクのうち、その底部を地盤面に接して設けるものにかかる雨水浸入防止措置として、アニュラ板（アニュラ板を設けない貯蔵タンクにあつては底板をいう。以下同じ。）の外側張出し部上面から盛り土基礎等の犬走りにかけての部分防水性を有するゴム、合成樹脂等の材料で被覆する方法により行う場合は、次によること（図3-11-1参照）。
 - (1) アニュラ板の外側張出し部上面の被覆は、側板とアニュラ板との外側隅肉溶接部にかからないように行うこと。ただし、当該タンクにかかる定期点検、保安検査等の際に、容易に当該隅肉溶接部の検査を行うことが出来るように措置した場合は、この限りでない。
 - (2) 犬走り部の被覆は、次によること。
 - ア 被覆幅は、使用材料の特性に応じ、雨水の浸入を有効に防止することができる幅とすること。
 - イ 被覆は、犬走り表面の保護措置の上部に行うこと。
 - (3) 被覆材料は、防水性を有するとともに、適切な耐候性、防食性、接着性及び可撓性を有するものであること。
 - (4) 被覆は、次の方法により行うこと。
 - ア 被覆材とアニュラ板上部面及び犬走り表面との接着部は、雨水が浸入しないよう必要な措置を講ずること。
 - イ 貯蔵タンクの沈下等によりアニュラ板と被覆材との接着部等にすき間を生ずるおそれがある場合は、被覆材のはく離を防止するための措置を講ずること。
 - ウ 被覆厚さは、使用する被覆材の特注に応じ、はく離を防ぎ、雨水の浸入を防止するのに十分な厚さとすること。
 - エ 被覆表面は、適当な傾斜をつけるとともに、平滑に仕上げること。
 - オ アニュラ板外側張出し部先端等の段差を生ずる部分に詰め材を用いる場合は、防食性、接着性等に悪影響を与えないものであること。
 - カ ベアリングプレートを敷設する屋外貯蔵タンクにあつては、ベアリングプレート外側張出し部についても、アからオまでに掲げる事項に準じて措置すること。

例 1



例 2



例 3

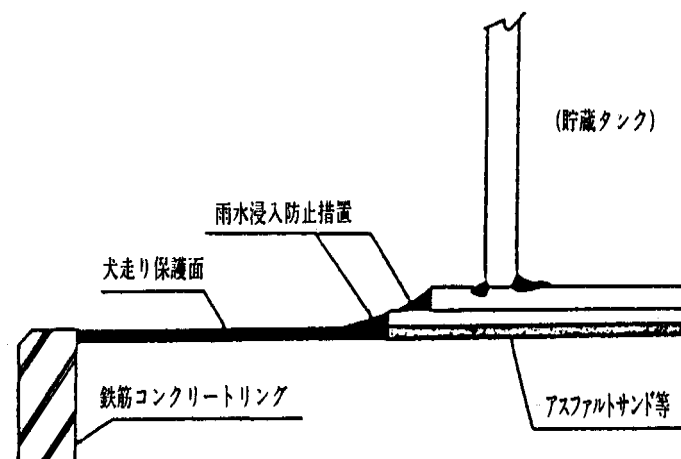


図 3 - 11 - 1 被覆による措置例